

令和4年松茂町議会第1回定例会会議録

第2日目（3月8日）

○出席議員

- 1 番 尾 野 浩 士
- 2 番 米 田 利 彦
- 3 番 村 田 茂
- 4 番 板 東 絹 代
- 5 番 立 井 武 雄
- 6 番 佐 藤 道 昭
- 7 番 森 谷 靖
- 8 番 藤 枝 善 則
- 9 番 佐 藤 富 男
- 10 番 春 藤 康 雄
- 11 番 川 田 修
- 12 番 佐 藤 禎 宏

○欠席議員

な し

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名

町長	吉田直人
副町長	富士雅章
教育長	丹羽敦子
総務部長兼総務課長	松下師一
教育次長兼社会教育課長	鈴谷一彦
民生部長	原田賢
産業建設部長兼建設課長	吉崎英雄
チャレンジ課長	入口直幸
税務課長	池田和史
危機管理課長	永井義猛
長寿社会課長	山下真穂
福祉課長	藤田弘美
住民課長	佐藤友美
学校教育課長	河野歩美
上下水道課長	石森典彦
産業環境課長	谷本富美代
環境センター所長	飯田雅章

○職務のため議場に出席した職員の職・氏名

議会事務局長	多田雄一
議会事務局係長	森吉梢

令和4年松茂町議会第1回定例会会議録

令和4年3月8日（第2日目）

○議事日程（第2号）

日程第1 町政に対する一般質問

村 田 茂 議員

（1）地域共生社会について

川 田 修 議員

（1）アルコール検知の体制について

板 東 絹 代 議員

（1）犬のフン害防止対策

（2）ゴミ放置ゼロ対策

日程第2 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて

専決第13号 令和3年度松茂町一般会計補正予算（第7号）

専決第 1号 令和3年度松茂町一般会計補正予算（第8号）

日程第3 議案第 2号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第4 議案第 3号 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第 4号 松茂町議会議員の期末手当支給条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第 5号 松茂町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第7 議案第 6号 松茂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第8 議案第 7号 松茂町子どもはぐくみ医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

日程第9 議案第 8号 松茂町民グラウンド設置及び管理に関する条例

日程第10 議案第 9号 松茂町夜間照明施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

日程第11 議案第10号 松茂町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

日程第12 議案第11号 町道路線の認定について

- 日程第13 議案第12号 町道路線の変更について
- 日程第14 議案第13号 令和3年度松茂町一般会計補正予算（第10号）
- 日程第15 議案第14号 令和3年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第16 議案第15号 令和3年度松茂町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第16号 令和4年度松茂町一般会計予算
- 日程第18 議案第17号 令和4年度松茂町国民健康保険特別会計予算
- 日程第19 議案第18号 令和4年度松茂町介護保険特別会計予算
- 日程第20 議案第19号 令和4年度松茂町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第21 議案第20号 令和4年度松茂町長原渡船運行特別会計予算
- 日程第22 議案第21号 令和4年度松茂町水道特別会計予算
- 日程第23 議案第22号 令和4年度松茂町下水道特別会計予算

令和4年松茂町議会第1回定例会会議録

第2日目（3月8日）

午前10時00分再開

○議会事務局長【多田雄一君】　ただいまから、令和4年松茂町議会第1回定例会の再開をお願いいたします。

まず、初めに、佐藤議長からご挨拶がございます。

○議長【佐藤禎宏君】　皆さん、おはようございます。

令和4年松茂町議会第1回定例会の再開に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

最近の暖かさにより町内の桜の枝が少し赤みを帯びてまいりました。月末には桜が咲き始めると思います。委員の皆さん、町理事者の皆さん、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。また、本日は、松友会の皆さんが傍聴に来ていただいております。ありがとうございます。

今日は、第1回定例会の2日目で町政に対する一般質問の日でございます。3名の方から一般質問の通告を受けておりますので、質問される方は要点を分かりやすく、そして、答弁される方は詳細をお願いいたしまして、簡単でございますが、開会の挨拶とさせていただきます。本日は、よろしくをお願いいたします。

○議長【佐藤禎宏君】　ただいまの出席議員は12名で、地方自治法第113条による定足数に達しております。よって、議会は成立いたしました。直ちに、本日の会議を開きます。

○議長【佐藤禎宏君】　これから、本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に印刷配付のとおりであります。

○議長【佐藤禎宏君】　日程第1、「町政に対する一般質問」を行います。

通告のありました3番村田茂議員をお願いいたします。

村田茂議員。

○3番【村田茂君】　改めまして、おはようございます。

令和4年第1回定例会で一般質問のトップバッターを務めさせていただきます。

私の質問の事項については、地域共生社会ということで、国が取り組んでおるテーマでございますが、これについて、松茂町の実現の可能性についてお伺いをしたいと思います。

それで、質問要旨に入る前に、前段に、国が目指す地域共生社会が提案される背景について何点かご報告をさせていただきます。

1点目は、かつては地域の相互扶助や家族同士の助け合いなど、地域、家庭、職場といった人々の生活の様々な場面において支え合いの機能が存在していたということです。

次に、2点目については、社会保障制度は、高齢者、障がい者、子どもなどの対象者ごとに、また生活に必要な機能ごとに公的支援制度の整備と公的支援の充実が図られ、人々の暮らしを支えていたということです。

3点目は、高齢化や人口減少が進み、地域、家庭、職場という人々の生活領域における支え合いの基盤が弱まってきています。暮らしにおける人と人とのつながりが弱まる中、これを再構築することで、人生における様々な困難に直面した場合でも、誰もが役割を持ち、お互いが配慮をし、存在を認め合い、そして、時に支え合うことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるような社会としていくことが求められています。

続いて、4点目ですが、対象者別・機能別に整備された公的支援についても、昨今、様々な分野の課題が絡み合って複雑化したり、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とするといった状況が見られ、対応が困難なケースが潜在化しているということです。

そして、5点目が、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度、分野ごとの縦割りや担い手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と支援が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしや生きがいを地域と共につくっていく社会を目指すということが背景にあるようです。

それでは、早速質問の要旨に入りたいと思います。地域共生社会の実現についてということでお伺いします。

住民同士が密接に付き合っていた時代とは異なり、都市化が進み希薄な人間関係が普通になった現在、高齢者が行方不明とならないような見守り体制の構築、孤独死の防止など、地域の課題は山積しております。こうした中、令和2年に、地域共生社会の実現のため、社会福祉法等の一部を改正する法律が成立をいたしております。改正された社会福祉法には、「我が事・丸ごと」の地域づくり、包括的な支援体制の整備が明記をされております。

主なポイントとしては、1項目めが、「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定

いたしております。

2つ目は、この理念を実現するため、市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨を規定いたしております。

そして、3点目は、地域福祉計画の充実であります。地域共生社会とは、地域住民一人ひとりが支え手・受け手という関係を超えて役割を持ち、暮らしと生きがいを共につくっていく社会のことで、法改正により重層的支援体制整備事業が創設をされました。重層的支援体制整備事業とは、介護、障がい、子育て、生活困窮といった分野別の相談体制では解決に結びつかないような生活の困り事に対応するため、分野を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援を一体的に実施することを可能として支援体制を整備する事業であります。実施については個々の市町村が任意に判断するものですが、実施市町村は財政的支援を受けることができます。

そこで、このような事業が創設された中、また、松茂町の現状から、地域共生社会の実現に松茂町はどのように取り組んでいくのか、お考えをお聞きしたいと思います。答弁によっては再問させていただきます。よろしく願いをいたします。

○議長【佐藤禎宏君】 原田民生部長。

○民生部長【原田 賢君】 村田議員ご質問の地域共生社会の実現の取組について答弁申し上げます。

村田議員のおっしゃるとおり、現代社会は少子高齢化が本格化し、家族機能の低下とともに、あらゆる分野において地域社会の担い手が減少することで地域の支え合いの力が低下し、地域社会の持続そのものへの懸念が生まれています。また、経済情勢の変化やグローバル化から、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑化・多様化しており、加えて、長引く新型コロナウイルス感染症対策によるコミュニティ活動の変化などにより、生活課題を抱えながらも相談する相手がいないなど、社会とのつながりや社会参加の機会に十分に恵まれず、孤立してしまう状態も顕在化しております。

このような現状を踏まえ、平成28年、ニッポン一億総活躍プランが閣議決定され、「子ども、高齢者、障がい者などを含む全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる『地域共生社会』の実現」が盛り込まれました。この実現には、支え手側・受け手側に分かれるのではなく、我がこととして地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合うことで、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと、協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築することが

求められました。

松茂町においても、高齢化率が25%を超えるなど少子高齢化が進行し、地域の支え合いの力が低下しており、先ほど申し上げた状況と同様であることは否めない中、地域共生社会の実現のため、次の視点で取組を進めております。

まず、1点目は、地域の皆様の主体的活動を推進するために必要な環境整備です。

環境整備につきましては、令和3年4月に交流拠点施設マツシゲートを開設いたしました。既存の老人福祉センター、総合会館などを含め、町民の皆様の多様な活動を応援してまいります。また、マツシゲートマルシェ、地域防災訓練、スポーツフェスタ、キッズフェスタの開催など、一般参加者として、またスタッフとして、属性にとらわれず参加することができるイベントを開催してまいりました。このようなイベントの開催を通し、地域住民の役割は固定化されるものではなく、時と場合により役割は入れ替わり、循環することを認識しながら、自らの地域活動を推進していく気運の醸成を図っております。

第2の視点として、地域課題や町民の個別の生活課題について、包括的に受けとめる場の整備です。

松茂町では、既設の地域包括支援センターをはじめ、子育て包括支援センター等の設置、役場での窓口相談はもとより、各種相談事業も実施いたしております。加えて、令和4年度には、子ども家庭総合支援拠点、成年後見制度利用促進拠点の設置を予定いたしております。

また、生活支援コーディネーターを配置し、高齢者宅を定期的に見守り訪問すると共に、民生委員・児童委員、保護司、介護支援専門員、障がい者相談支援員、社会福祉協議会等と連携するなど、相談支援体制の構築に努めております。

第3の視点として、多機関協働による包括的な相談支援体制の構築です。

松茂町では、地域課題、また町民の個別の生活課題について、介護保険法に基づく地域ケア会議等、関係各法に基づき多機関が連携・協働する包括的な相談支援体制を構築しており、これまでに申し上げました事業について、各法に基づいた補助金をいただき取組を進めているところでございます。

そこで、重層的支援体制整備事業の実施についてですが、村田議員のおっしゃるとおり、この事業実施については各自治体が任意に判断するもので、令和2年の改正社会福祉法において「重層的支援体制整備事業を行うことができる。」と規定されております。

この「重層的支援体制整備事業」は、現在、松茂町で受給している介護、障がい、子ど

も・子育て、生活困窮と分野別に交付されていた補助金事業に加え、孤独・孤立対策としての居場所づくりや、地域における就労活動など、多様な民間主体の地域活動への参加支援事業の実施が必要であり、この実施を条件に「重層的支援体制整備事業補助金」として一括交付が可能となるものです。

松茂町のように分野ごとに事業を進めている状況にある場合には、この重層的支援体制整備事業に移行せずとも、現事業に対する補助金は従来どおり交付されます。

松茂町では、重層的支援体制整備事業への移行に必要な「民間主体の地域活動への参加支援事業」については、実施に至る状況ではなく、現段階においては、移行は困難な状況にあります。

引き続き包括的な相談体制のさらなる充実に努めるとともに、これまでの取組や地域課題などを踏まえ、松茂町のカラーを出した「地域共生社会」、住民が支え合う社会づくりのため、民間主体の地域活動に資する人材の発掘など、行政側から働きかけながら多角的に研究してまいります。「笑顔があふれる松茂町」の実現のためには、住民の皆様と一体となって取り組んでいかなければなりません。皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長【佐藤禎宏君】 村田茂議員。

○3番【村田 茂君】 ただいまは、民生部長から、希望あふれる詳細なご回答をいただき、ありがとうございます。

そこで、1点だけ再問させていただきたいのですが、先ほどの質問の中で少し触れましたが、松茂町では高齢者の見守り体制についてはどのように整備されておるか、できれば具体的にご回答をお願いしたいと思います。よろしくお願をいたします。

○議長【佐藤禎宏君】 原田民生部長。

○民生部長【原田 賢君】 村田議員ご質問の高齢者の見守りの取組についてご答弁申し上げます。

高齢者の見守りにつきましては、徳島県における高齢者等の見守り活動に関する協定書を現在22社が締結し、見守り活動協力機関として、徳島県内各市町村における地域で活動いただく協力体制が整備されております。加えて、松茂町単独でも、徳島新聞松茂専売所、生活協同組合とくしま生協、第一生命保険株式会社と協定を締結するとともに、生活支援コーディネーターを配置し戸別訪問するなど、高齢者の見守り活動に取り組んでいます。また、民生委員・児童委員の皆様や老人クラブの皆様にもご協力いただいております。

松茂町では、見守り活動のほかに、徘徊等により行方不明となる恐れのある方に、早期の保護に努めるための見守りシールの交付や、全地球測位システム、いわゆるGPSを利用した無線発信機の初期費用の補助を行うとともに、一人暮らしや寝たきりの高齢者の皆様に急病など緊急時の迅速かつ適切な対応を図るため、緊急通報装置の貸与事業を行っております。

今後は、役場職員も認知症サポーター講座を受講し、地域での見守りの一助となるよう努めるとともに、町内事業所にも見守り活動にご協力いただけるよう働きかけるなど、見守り活動の強化を図ってまいります。どうか、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

○議長【佐藤禎宏君】 村田茂議員。

○3番【村田 茂君】 民生部長、いろいろ分かりやすい説明をいただきまして、よく理解はできました。ありがとうございました。

次に、質問ではないんですが、私からの要望ということで申し上げたいと思います。

我が松茂町に暮らす町民一人ひとりが生活における楽しみや生きがいを見だし、様々な困難を抱えた場合でも、社会から孤立せず、安心してその人らしい生活を送ることができ、社会を実現していただけるよう、行政の確実な取組をお願いいたしまして、私の一般質問は終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長【佐藤禎宏君】 続きまして、通告のありました11番川田修議員をお願いいたします。

川田修議員。

○11番【川田 修君】 議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

アルコールの検知体制について質問します。

昨年6月、千葉県八街市で、歩いて下校中の小学生の列に飲酒運転のトラックが突っ込み、児童2人が死亡、3人がけがを負った事故がありました。これを機に、飲酒運転撲滅の機運がそれまで以上に高まり、内閣府は、2021年11月10日、安全運転管理者の業務としてアルコール検知器での検査を定める内閣府令を公布しました。私たち町会議員はもとより、町職員や幼・小・中の教職員、そして、外郭団体である社協の職員などは、飲酒運転や二日酔いの酒気帯び運転は絶対にしてはなりません。町会議員など地方議員が飲酒運転で逮捕されたり、公務員や教職員が飲酒運転、酒気帯び運転で検挙されるという報道がよくあります。安全運転管理者は、自動車を5台以上使用している事業所で選任す

ることになっています。同じ法人であっても、部署の所在地ごとに選任届出が必要です。

内閣府令は、2022年4月より、運転しようとする運転者及び運転を終了した者に対して、酒気帯びの有無について、当該運転者の状態を目視で確認して、確認の内容を記録し、及び、その記録を1年間保存するということになっております。2022年10月、つまり、あと半年後ですが、先ほどと同じく、運転者及び運転を終了した者に対して目視で確認するほか、アルコール検知器を用いて確認をすることになっています。そして、その内容を記録し、1年間保存し、同時にアルコール検知器を常時有効に保持することとしております。

そこで、4つの点について質問をします。

安全運転管理者は事業所ごとに1人選任が必要ですが、適正に選任をされていますか。松茂町では何カ所で選任をしているのでしょうか。

2つ目として、アルコール検知はどのようにして実施をしますか。対象はどのように決めていますか。朝礼や終礼のときに実施をするのでしょうか。

3つ目として、検知器はどのように配置し、また、管理はどのようにしていきますか。

4つ目として、町の外郭団体や委託業者への指導は行いますか。

以上、4つの項目について、答弁をよろしく願いいたします。内容によりましては再問をさせていただきます。

○議長【佐藤禎宏君】 松下総務部長。

○総務部長兼総務課長【松下師一君】 川田議員のご質問にご答弁を申し上げます。

まず、1点目のお尋ねですが、議員も質問の中で触れたとおり、業務用車両を5台以上使用する事業所は、安全運転管理者を選任し警察に届け出る義務がございます。ただ、本町の、例えば、浄水場、給食センター、環境センター等の出先機関は、5台以上の業務用の車両、これ、行政でいうところの公用車でございますが、この基準を満たしておらず、本来的には安全運転管理者を選ぶ義務がない施設でございます。

しかしながら、松茂町といたしましては、全職員に等しく交通安全を指導するため、本庁出先機関全てを含め、松茂町役場として交通安全管理者を1名、警察へ届出済みでございます。ちなみに、今の交通安全管理者は私でございます。

また、1つの事業所で業務用車両が20台を超えますと20台ごとに副管理者を選任する義務があることから、現時点で副管理者を2名選任し、これも、警察へ届出済みでございます。つまり、本庁・出先機関を併せた松茂町役場全体として60台までの公用車の運

用を想定した手続を済ましておるところでございます。

次に、2点目のアルコール検知の実施方法ですが、改正内閣府令に基づき、令和4年4月1日から、公用車の運転者を対象に、運転の前後2回、目視確認することといたします。議員からは朝礼・終礼での確認をご提案いただきましたが、公用車運転の前後で考えております。また、その確認記録は、警察が定める様式に記載し1年間保管することといたします。

ところで、松茂町役場といたしましては、現時点で、本庁出先機関の複数の職場にオートバイや小型特殊車両を含めて50台の公用車があることから、全ての運転者を安全運転管理者や副管理者が目視確認することは事実上不可能であり、警察の定める基準に従い、各職場に安全運転管理者の業務を補助する者を置き、確実にアルコール検知をする体制をつくっていきたいと考えております。

加えて、職員1人だけの職場や1人になる時間帯、運転者以外に安全運転管理者の業務を補助する者が確保できない場合には、これも、警察が定める基準に従い、電話による声のチェックなども併用したいと考えております。

なお、令和4年10月1日からはアルコール検知器による確認が必須となることから、4月からの半年間で確認体制を整えた上で、アルコール検知器による確認を導入することといたします。

次に、3点目の検知器の配置、管理方法ですが、現在、松茂町役場としては、アルコール検知器を3台確保済みでございます。今後も、追加購入を進め、10月1日までに本庁出先機関に可能な限り配置し運用していきたいと考えております。最終的には、公務でマイカーを使用するようなひとり職場までも配置を目指していきたいと、このように考えております。

最後に、4点目の、外郭団体や委託業者の指導をしますかというご質問ですが、外郭団体や委託業者も、それぞれが5台以上の業務用車両を運用していれば、それぞれに安全運転管理者を選任する義務がございます。当然のこととして、各事業者に責任において法令を遵守し、交通安全の徹底やアルコール確認の実施を図っていただくものと考えております。ただ、本町施設の指定管理者のスタッフなど、町長の権限を委任されている者、法律上でいうところのみなし公務員、これにつきましては、町として法令遵守を徹底するよう、直接に指導してまいりたいと考えております。

なお、令和4年度につきましては、改正内閣府令が施行され、アルコール確認が新規に

スタートいたします初年度ということから、町といたしましても、町の交通安全施策の1つとして、指定管理者に限らず、委託業者等にも新しい交通安全管理に関する規定がスタートしたと、アルコール確認の義務などがスタートしたということで広報・啓発をしてまいりたいと考えております。

以上、川田議員へのご答弁とさせていただきます。

○議長【佐藤禎宏君】 川田修議員。

○11番【川田 修君】 安全運転管理者の職務として行うアルコール検知の体制等に質問してご答弁をいただきました。前向きな答弁をいただいたと思います。

しかしながら、町立の学校、幼稚園や、そのほかにも公用車のない出先の職場があります。私が一番恐れるのは、就業時間中に飲酒をするということはまず考えられないのであって、一番心配されるということは、朝の通勤途中に二日酔いの運転中で事故をしたり、もらい事故をしたときです。そのときに酒気帯び運転ということで検挙され、また、大きく報道されることになりかねません。そのための抑制措置として、私は、朝礼で、職員全体の、教職員も含めてですが、アルコール検知をしたらよいと思っております。深酒は休日前だけにするという事です。答弁は要りませんが、今申し上げましたように、アルコール検知は、町の職員、教職員、関連の職場を含めて、できたら、朝礼を行って飲酒検知をしていただくように強くお願いをしまして、質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○議長【佐藤禎宏君】 続きまして、通告のありました4番板東絹代議員にお願いいたします。

板東絹代議員。

○4番【板東絹代君】 改めまして、おはようございます。

それでは、議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。質問は2問です。

質問1問目は、犬のフン害防止対策でございます。

県では、徳島県動物の愛護及び管理に関する条例において、動物の飼い方について、人に迷惑のかからないよう規定されております。松茂町には犬のフン害防止の条例は制定されておられませんので、徳島県動物の愛護及び管理に関する条例に準じるということでした。条例の第6条には飼い主の遵守事項があります。飼い主となっているので、犬・猫など動物と思います。遵守事項は第1項目から第6項目までありますが、詳細の説明は省略しま

す。

次に、条例の第7条には犬の飼い主の遵守事項があります。犬の飼い主は第6条と第7条を遵守しなければならないとあります。犬の飼い主の遵守事項第7条第2項は、「犬が道路、公園、広場、その他の公共の場所においてふんを排せつした場合には、直ちに、当該ふんをその場所から除去すること」とあります。

まず、犬のフン害については、道路、農地、公園、海岸道路等に犬のフンの放置を見かけます。特に、海岸道路には犬のフンが後を絶ちません。今回、町民の方からお声をいただきまして歩いた場所があります。何度も看板を立て直したにもかかわらず、犬のフン害が改善されない場所についてです。健康の維持・増進のためウォーキングマップが作成されています。サイクリングロード、今切川沿い一周コースです。そのサイクリングロードに犬のフンが盛られて数か所放置してあります。サイクリングロードそばの草の上にも点々とフンがあります。「フンは持ち帰ろう。マナーを守り、みんなで町をきれいに。松茂町」の看板は立てられていたのですが、引き抜かれて、フンのそばに置いてありました。この場所は、今切川沿いで景観が良くて歩く人も多く、自転車も通ります。これからの季節、気温が上がると臭気で歩く気分が薄れて健康被害になりかねないと懸念します。また、ウォーキングマップが活用されなくなると思うと残念です。

犬のフンを片づけることは飼い主にとって最低限のマナーです。これだけは守りたい、私の動物のためということ意識して守っていただきたいと思います。モラルの問題ではありますが、犬の効果的なフン害防止対策の取組を伺います。

○議長【佐藤禎宏君】 吉崎産業建設部長。

○産業建設部長兼建設課長【吉崎英雄君】 板東議員ご質問の、犬のフン害防止対策について答弁申し上げます。

議員ご指摘のとおり、町内において、犬のフンを放置する事例は以前から発生しております。防止の対策といたしましては、担当職員による町内パトロールや約100か所に防止用の看板を設置するなどの取組を行っております。今後につきましても、犬の飼い主へのモラル向上のため、町が毎年送付しております、狂犬病予防注射通知書に飼い主への動物の愛護及び管理に関する書面を同封することや、広報によるフンを放置させないことへの周知の徹底を図っていきたいと考えております。また、防止用看板につきましても、文面内容の見直しや、看板の土台をコンクリートにし、容易に引抜き、移動させられないよう仕様を改善するなどの措置に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長【佐藤禎宏君】 板東絹代議員。

○4番【板東絹代君】 ありがとうございます。

今のご説明で、フン害防止対策を強化してくださると受け止めましたので、再問はありません。ご答弁いただいた防止対策の取組で改善されない場合は、他の自治体を参考に、なお一層努めてくださいますよう、お願いはしておきます。自分よかれではなく、マナーを守り、人も動物も共生社会の中で気持ちよく暮らしていけることを望みます。

次に、2問目のゴミ放置ゼロ対策の質問をします。

私は、令和2年12月にゴミ問題の一般質問の中で、ゴミの不法投棄の現状と対策についてお伺いしましたが、依然として改善傾向ではないように思います。ゴミ放置の改善は難しい問題ですが、改善への取組を継続していかない限り、きれいな町にはならないのです。ゴミ放置は、きれいに除草した場所にも、所構わず、ゴミが投げ捨てられています。特に、海岸道路、海岸緑地にはゴミ放置がやまない現状に、改善への取組を考えていただきたく、質問します。

町が設置している看板についてですが、「不法投棄、ポイ捨て禁止！松茂町」の文字と、空き缶、ペットボトル、ゴミ袋の絵に赤色でバツ印が入れてあります。当然、この看板を見れば、ゴミを捨ててはいけないと分かるはずですが、しかし、その看板の周囲に、たばこの吸い殻、缶、ペットボトルが散乱しています。特に放置ゴミが目立って多いのは海岸です。きれいに清掃した海浜緑地には、家庭ごみが袋に入って捨てられ、風雨で飛散するという、目に余るポイ捨ての実態です。ここには看板はありません。看板設置の見直しとその他の対策を考えるべきです。ゴミ放置で美観を損なわないように、また、プラスチックゴミが川や海に流れ出ないように、放置ゴミをゼロにすべきであると思います。町民の皆さんへゴミ放置ゼロの取組をアピールして協力していただき、清掃活動を行いませんか。環境美化の取組で誇れる松茂町にしませんか。お伺いします。

○議長【佐藤禎宏君】 吉崎産業建設部長。

○産業建設部長兼建設課長【吉崎英雄君】 ゴミ放置ゼロ対策について、答弁申し上げます。

松茂町では、松茂町環境基本条例により、環境の保全及び創造について、町民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、人と自然との共生が将来にわたって確保されるように適切に行うことを基本理念として定めております。同条例第19条では環境美化

の促進及び美観の保護を図るため、廃棄物の不法投棄及び散乱の防止等の施策を講ずることとなっております。

令和2年12月、板東議員の「ゴミの不法投棄の現状と対策について」の一般質問に答弁申し上げましたが、現在も町内においてゴミの不法投棄は発生しており、犬のフン害防止用看板同様、約100か所に不法投棄防止用看板を設置しております。今後の対策といたしましては、引き続き広報による不法投棄防止の周知、不法投棄されやすい箇所への看板設置や担当職員による町内パトロールなどの対応を行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長【佐藤禎宏君】 板東絹代議員。

○4番【板東絹代君】 ご説明いただきましたが、一旦、再問します。

不法投棄防止用の看板を設置してくださっていますが、設置後、どのような対処を行っているのでしょうか、お願いいたします。お伺いします。

○議長【佐藤禎宏君】 吉崎産業建設部長。

○産業建設部長兼建設課長【吉崎英雄君】 再問について答弁申し上げます。

現在、看板の設置箇所すべての状況把握までにはいたっておりませんが、今後、設置箇所の確認を行い、巡回パトロールによって設置した看板の状態の確認や不法投棄ゴミへの対応を行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長【佐藤禎宏君】 板東絹代議員。

○4番【板東絹代君】 引き続き、今後も、ゴミ放置をゼロにする対策を考えていただきたく思います。そのためにも、ここでお願いをしておきます。答弁は結構です。

環境問題の改善の取組は、町民一人ひとりの意識の持ち方で変わってきます。その意識を上げるためには町の本気度が影響されるのではないのでしょうか。ゴミ放置の改善の取組に環境パトロール員の配置を早急にお考えいただきたいと思います。町民の皆さんに、環境美化に力を入れる町ということをもっともっとアピールしてご協力をいただきましょう。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長【佐藤禎宏君】 以上で、通告による一般質問を終わりました。

これで、一般質問を終了いたします。

議事都合により、小休いたします。再開を11時ちょうどいたします。

午前10時49分小休

午前 11 時 00 分再開

○議長【佐藤禎宏君】 小休前に引き続き、再開いたします。

続きまして、日程第 2、承認第 1 号「専決処分の承認を求めることについて」から、日程第 23、議案第 22 号「令和 4 年度松茂町下水道特別会計予算」までの承認 1 件、議案 21 件を一括して議題といたします。

以上、承認 1 件、議案 21 件につきましては、各委員会に付託したいと思いますが、付託の前に、総括的な質疑を行います。

質疑ございませんか。

(質疑なし)

○議長【佐藤禎宏君】 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

○議長【佐藤禎宏君】 お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認 1 件、議案 21 件については、会議規則第 39 条第 1 項の規定により、それぞれ所管の委員会に付託することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【佐藤禎宏君】 異議なしと認めます。

よって、承認 1 件、議案 21 件については、それぞれの委員会に付託することに決定いたしました。

議案付託表配付のため、小休いたします。

午前 11 時 00 分小休

午前 11 時 02 分再開

○議長【佐藤禎宏君】 再開いたします。

議案付託表を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長【多田雄一君】 失礼いたします。ただいま配付いたしました議案付託表をご覧ください。

総務常任委員会。

議案第 2 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

- 議案第 3 号 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 4 号 松茂町議会議員の期末手当支給条例の一部を改正する条例
- 議案第 5 号 松茂町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 6 号 松茂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 議案第 13 号 令和 3 年度松茂町一般会計補正予算（第 10 号）（所管分）

以上が、総務常任委員会に付託する議案 6 件でございます。

次に、産業建設常任委員会。

- 議案第 10 号 松茂町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 11 号 町道路線の認定について
- 議案第 12 号 町道路線の変更について
- 議案第 13 号 令和 3 年度松茂町一般会計補正予算（第 10 号）（所管分）
- 議案第 20 号 令和 4 年度松茂町長原渡船運行特別会計予算
- 議案第 21 号 令和 4 年度松茂町水道特別会計予算
- 議案第 22 号 令和 4 年度松茂町下水道特別会計予算

以上が、産業建設常任委員会に付託する議案 7 件でございます。

次に、教育民生常任委員会。

- 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
 - 専決第 13 号 令和 3 年度松茂町一般会計補正予算（第 7 号）
 - 専決第 1 号 令和 3 年度松茂町一般会計補正予算（第 8 号）
- 議案第 7 号 松茂町子どもはぐくみ医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 8 号 松茂町民グラウンド設置及び管理に関する条例
- 議案第 9 号 松茂町夜間照明施設設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 議案第 13 号 令和 3 年度松茂町一般会計補正予算（第 10 号）（所管分）
- 議案第 14 号 令和 3 年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 15 号 令和 3 年度松茂町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 17 号 令和 4 年度松茂町国民健康保険特別会計予算
- 議案第 18 号 令和 4 年度松茂町介護保険特別会計予算
- 議案第 19 号 令和 4 年度松茂町後期高齢者医療特別会計予算

以上が、教育民生常任委員会に付託する承認1件、議案9件でございます。

次に、予算決算特別委員会。

議案第16号 令和4年度松茂町一般会計予算

以上が、予算決算特別委員会に付託する議案1件でございます。

よろしく願いいたします。

○議長【佐藤禎宏君】 ただいま事務局長が朗読いたしました議案付託につきましては、先般開催されました議会運営委員会において、そのように案を決定いただいたわけですが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【佐藤禎宏君】 異議なしと認めます。

よって、承認1件、議案21件は、お手元に配付の議案付託表のとおり、委員会に付託することに決定いたしました。

念のため、委員会の日程について、事務局より説明いたします。

○議会事務局長【多田雄一君】 失礼いたします。

議案付託表の裏面をご覧ください。

各常任委員会及び予算決算特別委員会の日程でございます。

開催場所は、松茂町役場3階301委員会室でございます。

予算決算特別委員会、3月10日、木曜日、午前10時から。

教育民生常任委員会、3月14日、月曜日、午前10時から。

産業建設常任委員会、3月14日、月曜日、午後1時30分から。

総務常任委員会、3月14日、月曜日、午後3時から。

予算決算特別委員会、3月18日、金曜日、定例会終了後、開催いたしますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長【佐藤禎宏君】 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

明日3月9日から3月17日までの9日間は、委員会審査のため、休会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【佐藤禎宏君】 異議なしと認めます。

よって、明日3月9日から3月17日までの9日間は、休会と決定いたしました。

次回は、3月18日、午前10時から再開いたします。

本日は、これで散会いたします。どうも、ご審議ありがとうございました。

午前11時09分散会